

日本の展望—学術からの提言 2010

報告

史学分野の展望
——国史を超えて人類の歴史へ——



平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

史学委員会

この報告は、日本学術会議 史学委員会の審議結果を取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議史学委員会

委員長	小谷 汪之	(第一部会員)	東京都立大学名誉教授
副委員長	木下 尚子	(第一部会員)	熊本大学教授
幹事	野村 眞理	(第一部会員)	金沢大学教授
委員	青柳 正規	(第一部会員)	国立西洋美術館館長
	木村 茂光	(第一部会員)	東京学芸大学教授
	桜井万里子	(第一部会員)	東京大学名誉教授
	藤井 譲治	(第一部会員)	京都大学大学院教授
	藤井 省三	(第一部会員)	東京大学大学院教授
	前田富士男	(第一部会員)	慶応大学名誉教授
	油井大三郎	(第一部会員)	東京女子大学教授
	青木 睦	(連携会員)	国文学研究資料館助教授
	岸本 美緒	(連携会員)	お茶の水女子大学教授
	木畑 洋一	(連携会員)	成城大学教授
	木本 忠昭	(連携会員)	東京工業大学名誉教授
	斉藤 明	(連携会員)	東京大学大学院教授
	柴 宜弘	(連携会員)	東京大学大学院教授
	高埜 利彦	(連携会員)	学習院大学教授
	土田健次郎	(連携会員)	早稲田大学文学学術院教授
	長野ひろ子	(連携会員)	中央大学教授
	姫岡とし子	(連携会員)	東京大学大学院教授
	兵藤 友博	(連携会員)	立命館大学教授
	三谷 博	(連携会員)	東京大学大学院教授
	矢野 道雄	(連携会員)	京都産業大学教授

※ 名簿の役職等は平成 22 年 3 月現在

要 旨

1 作成の背景

グローバル化が急速に進行している世界の現状は、一方では、平和、人権、環境保全といった人類の生存そのものにとって不可欠な価値を全人類が共有しうる基盤を作り出している。しかし、他方では、各地域が長い歴史を通して生みだし、育んできた多様な文化を消滅させ、人類の文化を一元化してしまう危険性も孕んでいる。それゆえに、今日、一国史を超えた人類の歴史を構想するとともに、各地域が育んできた文化に対する歴史的深度を伴った理解を促進することが急務である。

2 現状及び問題点

近代歴史学・考古学は近代国家の形成と揆を一にして発展してきたために、歴史は「国家の歴史」、「国民の物語」として記述されることになりやすかった。我が国における歴史教育が日本史と「世界史」（実は外国史）とに二分されてきたことはその反映である。このことが人々の歴史的視野を一国史的な限界に閉塞させる傾向をも生み出してきた。このような状況のなかでは、一国史の限界を超えて、歴史的に形成された多様な文化の総体としての人類全体の歴史へと人々の関心を拡大することがなによりも求められる。そのためには、歴史学・考古学研究のいっそうの発展とその成果の社会に向けての発信が必要であるが、その場合、出版活動のみならず、博物館・美術館の果たすべき役割も大きい。

3 提案の内容

(1) 国際感覚をもった若手研究者の養成

一国史を超えた人類の歴史を迫及するためには、国際感覚をもった若手研究者をこれまで以上に多く養成することが必要である。そのためには、まず、大学院における外国語教育の体制を整備する必要がある。しかし、英語等の欧米言語はともかくとして、アジア・アフリカの諸言語の教育をも体系的に行うことは、それぞれの大学院では困難であろうから、共同で利用できる「外国語教育センター」のようなものの設置が有効である。この「外国語教育センター」は人文・社会科学の他の諸分野を専攻する院生にも等しく利用できるものにしなければならない。

さらに、一定の語学力を身につけた大学院学生を、欧米のみならず、アジア・アフリカ諸国に留学させる制度をいっそう充実させることが必要である。

そのうえで、留学等によって、十分な能力を身につけた若手研究者がその能力を発揮することのできる進路を整備することが課題となる。

(2) 海外への研究成果発信体制の強化

日本における歴史学・考古学研究の成果をよりいっそう広く世界に向けて発信し、人類全体の歴史的「知」の蓄積に貢献しなければならない。そのためには、日本語による

研究成果を英語等の外国語に翻訳する方法を研究する「歴史用語翻訳センター」や外国語での出版を推進する「翻訳・出版ファンド」のようなものの設置が望ましい。

(3) 学芸員、アーキビストの専門職としての確立

博物館・美術館や史料館の機能を十分に発揮させるためには、学芸員やアーキビストの役割が重要である。そのためには、大学・大学院における学芸員やアーキビストの養成課程を整備するとともに、学芸員やアーキビストの職が専門職として社会的に認知され、物質的にも十分に処遇されるようなシステムを作ることが必要である。

目 次

1	人文・社会科学のおかれた状況	1
(1)	人類的共有価値と多様な文化	1
(2)	正確な「知」の発信	1
(3)	後継者養成の問題	2
2	歴史学・考古学が直面している社会的課題	4
(1)	人類史的次元で歴史を考える	4
(2)	日本史学・日本考古学研究の成果を世界に発信するために	5
(3)	外国史研究の均衡の取れた推進を	6
(4)	歴史・考古・美術史資料の活用に向けて	7
(5)	歴史研究の視野を拡げる	8
3	歴史学・考古学のさらなる発展のために	11
(1)	国際的感覚をもった若手研究者の養成と職の確保	11
(2)	海外への研究成果発信体制の強化	11
(3)	考古学研究の発展のために	12
(4)	学芸員、アーキビスト等の専門職としての確立	13

1 人文・社会科学のおかれた状況

(1) 人類的共有価値と多様な文化

いま急速に進んでいるグローバル化の動きは、人々がそれぞれの国や地域を越えて、人類に共通する諸課題に取り組まねばならないという状況を生み出している。グローバル化は地球大規模での紛争や極端な貧富格差、地球温暖化や自然破壊といった深刻な問題を引き起こしているが、それゆえにまた、平和、人権、環境保全といった人類全体によって共有されうる価値を創り出す土台ともなっているのである。

しかし、グローバル化が文化の領域にもひろがるならば、世界的規模で文化の均質化・一元化が進行するおそれがある。それは、世界の各地で長い歴史を通して育まれてきた多様で多元的な文化を消滅させることになりかねない。

グローバル化が生み出した、このような錯雑した状況のなかで、多様で多元的な文化の共存と相互理解のうえに、人類全体によって共有されうる価値を形成することこそが、人類の未来のために、今日追求すべき課題であろう。それには、世界各地の文化に対する歴史的深度を伴った内在的理解が不可欠の前提となる。多様な異なる文化の理解のためには、それらの文化を育んできた長い歴史に対する深い内在的理解が求められるからである。それゆえに、歴史的な思考、歴史的な分析方法を取り入れることが、人文・社会科学のすべての分野にわたって必要である。その点から、経済学部における経済史、法学部における法制史、農学部における農業経済史などの学問分野が衰退気味なのは憂慮すべき事態といわねばならない。

(2) 正確な「知」の発信

テレビやインターネットが市民生活の中で大きな位置を占めるようになった現在、これらの媒体を通して社会に流布する情報のなかには、人文・社会科学分野における「知」を通俗化した不正確なものが少なからず含まれている。このことは、歴史学にかかわる分野において、特に顕著である。歴史学は誰にでも参入しやすい学問分野で、歴史好きの人が数多く存在する。そのような人たちを目当てに、テレビなどで歴史番組や歴史クイズ番組などが多く放映されているが、その一部には、学問的検証に耐えないものが含まれている。

しかし、テレビなどのようなマスメディアやインターネットの普及は否定しようのない現実であり、また、研究者の多くもその恩恵に浴していることが物語るように、もはや後戻りできないほどに日常生活の中に浸透している。それでは、このような媒体における「不正確な知」の流通に人文・社会科学分野の研究者はどう対処すべきか。人文・社会科学の到達点に立って、より正確な「知」にかんする情報をどのように社会に対して発信していったらよいのか、その方法論の構築が焦眉の課題となっている。

これまでも、個別に「知」の通俗化を指摘する声を上げる者はいた。しかし、この問題を個人の努力に委ねるのではなく、人文・社会科学の研究者コミュニティとして「知」の通俗化の弊害をそのつど指摘し、社会に対して警告を発する努力が必要であろう。幸いインターネットのサイト設営にはさほどの経済的負担はかからない。研究者コ

コミュニティー全体で対応すれば、個々の研究者にかかる経済的、時間的負担もわずかで済むであろうし、この方法であれば学界という名の権威による「知」の統制に陥る恐れもないであろう。研究者の側からの積極的な発信は、研究者の社会的な責任という観点からも必要である。

その際重要なのは、人文・社会科学の諸分野のあいだの協働によって、流通する「知」の構造を問い直すことである。なかでも、問題の性格からいって、いわゆる人文情報学との連携・協働は重要であろう。情報学は、諸科学の全体に浸透し、重要な位置を占めつつあり、人文・社会科学的な「知」と情報の発信のうえでは、人文情報学との協働のあり方を十分に考えるべき時期にきている。この点で、日本学術会議は、これまでもさまざまな努力を行ってきたが、今後一層の努力が求められている。また、この10年ほど、各大学・研究機関において様々な努力が積み重ねられてきたデータベース構築・情報発信は、「知」の社会への公開と共有のうえで大きな意味をもっている。この点における、学界・研究者の積極的関与は、情報化という文化・社会状況における研究者の社会的な責任という観点からも重視すべきである。

(3) 後継者養成の問題

文部科学省の大学院重点化政策について、これを見直すべき時期に来ていることは、最近の文科省の政策修正の動きも示すところである。大学院重点化の結果、第一に、一握りの有力大学の大学院に学生が集中し（ただし、近年の経済不況下で、それらの大学院に進学する学生の数も、少なくとも一時的に、減少しつつあるが）、その他の大学院の維持が困難になってきている一方で、有力大学においては大学院学生の指導に手がまわらなくなり、日本全体として後継者養成に支障が生じている。第二に、総体として大学院学生の数が増えたにもかかわらず、彼らの専門性を活かすことのできる職場はむしろ減少しており、状況は深刻さを増している。留学をして高度の研究能力・コミュニケーション能力を身に着けた若手研究者がその能力を十分に発揮できるように、現状を是正することが必要で、研究環境の構築および研究機関におけるポストの確保は焦眉の課題である。また、このような若手研究者のための研究機関以外での就業機会を増大させることも望まれる。実際には、公的機関や企業などにおいて、そうした専門的知識をもつ人材が必要とされているにもかかわらず、教育研究職以外の就業機会が十分に開かれていないために、博士号を取得しながら定職につくことのできないポスト・ドクターの問題が深刻化しており、そうした面での大学と社会との間の齟齬を解決してゆく必要がある。

歴史学・考古学・美術史の分野に固有の問題としては、博物館・美術館・文書館の運営などの文化行政に携わる人材の養成や再教育をするための大学院の課程を整備することが必要である。そのうえで、学芸員やアーキビストとしての能力を身につけた人たちがその能力を発揮しうる場を保障する方策が取られねばならない。

なお、後継者養成の経済的基盤をなす研究予算の配分のあり方についても、人文・社会科学の場合、自然科学の場合とは研究方法・研究成果表出の形態が異なるため、自然

科学分野におけるような大型予算の一括配分ではなく、きめ細かい配分によって予算が有効に活用されるよう配慮が必要である。

2 歴史学・考古学が直面している社会的課題

(1) 人類史的次元で歴史を考える

急速に進行しているグローバル化は、極度の富の偏在と急速な環境破壊をもたらし、従来とは異なる人権侵害や紛争、民族対立などを惹起している。そのうえ、このグローバル化の先に文化的に均質化された世界の形成があるとするならば、それは人類にとって大きな不幸であろう。このようなグローバル化が生み出した人類学的諸課題は従来の国民国家の枠組みのなかでは解決することのできないものであり、人類学的次元での取り組みが求められている。

このことは歴史学・考古学にも根本的な自省をせまっている。世界史における近代という時代に成立した歴史学・考古学は、ややともすれば、この時代を特徴づける国民国家の枠組みによって制約されてきた。歴史は、多くの場合、「国家の歴史」、「国民の物語」として語られてきたのである。グローバル化が提起する諸問題に向き合うためには、このような一国史的な制約を打破して、世界史的な視野で人類の歴史を考えていかなくてはならない。

一国史的発想は、近代世界における「後進国」、「後発国家」であった近代日本の場合、特に顕著であった。それゆえに、日本における今後の歴史学には、国民国家の枠組み内での思考や問題意識を超えて、より広く世界史的視野での問題設定や理論構築を志向することが何よりも求められる。多様で多元的な文化や社会を地球規模で持続させていくためには、多様な地域や社会と多様な文化に関する歴史研究を進めることと、その研究成果を対内的、対外的に発信することが不可欠である。日本の歴史学研究や考古学研究は今までも多くの成果を挙げてきたが、その研究成果の日本社会や海外に向けての発信については、なお不十分な面が残っている。

一国史的枠組みを超えて、日本の歴史を世界の歴史の中に位置づけることは、戦前のような偏狭なナショナリズムの復活・強化を防ぐためにも必要である。それは、特に歴史教育の問題と密接に関係している。第二次世界大戦・太平洋戦争に対する痛切な反省から再出発した戦後日本の歴史教育は、他の諸国の自国史中心・自文化中心の傾向が強い歴史教育と比較して、その世界史的視野の広さに特徴がある。日本の歴史研究者・教育者の多くは、大学等の研究・教育機関の一員としての立場から、あるいは中等教育の歴史教科書執筆者としての立場から、あるいは、実際に中等教育に携わる立場から、世界史的な歴史認識・歴史叙述の方法の探究を自己に課してきた。そのことが戦後日本の歴史教育の質を高めてきたのである。しかし、このような戦後の歴史研究・歴史教育の成果は、今日、中学校・高等学校における歴史教育と歴史教科書を取り巻くさまざまな問題に制約されて、残念ながら十分に活かされているとはいえない状況にある。さらに、大学入試において日本史と世界史が別の入試科目とされていることが中学校・高等学校における歴史教育に影響を与えている。また、大学の歴史教育において日本史、東洋史、西洋史という分類がいまだ存続していることもそれと関係しているであろう。歴史を人類学的次元で考えるためには、中学校・高等学校における歴史教科書の編成の仕方とともに、大学入試および大学における歴史教育のあり方を再検討すべきであろう。

(2) 日本史学・日本考古学研究の成果を世界に発信するために

これまで日本史学研究や日本考古学研究は、そのすぐれた成果にもかかわらず、対外的情報発信や真の意味での国際交流においては必ずしも十分とはいえなかった。前述のように、中学校から大学まで、歴史教育が日本史（自国史）と世界史（実は外国史）に二分されているために、世界史とは異なるものとして日本史が構想されやすかったことがその一因であろう。しかし、より学問内在的にいえば、日本史学・日本考古学の時代区分や分析概念がその歴史的・地域的特性に基づいて構築されているため、国際的に見たとき、独自性が強いという理由によるところが大きいであろう。今後は、学際的・国際的な相互理解を深めるために、そのような時代区分や分析概念を世界共通のレベルあるいは人類史の視点において説明する努力をすることがよりいっそう必要である。そうして始めて、世界中の研究者たちとのより生産的な対話が可能となるであろう。

世界に開かれた日本史学・日本考古学研究にするためには、日本史学・日本考古学研究の成果を英語等の外国語で、世界に向けて発信し、世界レベルでの「知」に貢献するとともに、相互理解を深めることが必要である。すでに、日本歴史学協会などの組織が、また、一部の研究者たちが個別に、国際的な共同事業を推進してはいるが、その成果はいまだ一般社会の注意を喚起するまでには到っていない。その理由としては、財政的な裏づけが十分ではないうえに、そのような活動の意義が学界で十分に認知されておらず、外国史研究者を含め学界を挙げての協力体制ができあがっていないことが挙げられる。

世界に開かれた日本史学・日本考古学にするという課題に答えるためには、個々の研究者の個人的努力だけでは不十分で、そのための「システム」の構築が必要である。例えば、東京大学史料編纂所が Online Glossary of Japanese Historical Terms（日本史グロッサリー・データベース）ですでに実施しているように、外国語による日本史研究書における日本史用語の翻訳例を集積し、相互比較を行うことは、日本史を英語やその他の外国語で叙述可能とするために重要な意味をもっている。さらに、中国語や韓国語・朝鮮語のようなアジア言語とのあいだに相互の翻訳用語を集積し、適切な訳語を確定していく努力も必要であろう。そのような動きに日本史研究者のみならず多くの外国史研究者が参加するならば、日本史学・日本考古学の優れた研究成果を積極的に海外に発信するにとどまらず、各国の歴史用語を国際的レベルで共有することが可能となるだろう。

より具体的には、日本史を外国語で叙述可能とするために、日本史に特有の概念や用語の比較的研究を深める「歴史用語翻訳センター」のようなものを設立すること、そして、そこに専門的知識をもつ翻訳者の養成コースを備えることが考えられる。これまで研究者が個人で自己の研究成果を外国語で海外に向けて発信するためには、多くの時間と労力が必要であったが、このようなセンターができれば、日本史・日本考古学の優れた研究成果の外国語版を能率的、精力的に作成できるであろう。アジアの小国でありながらいち早く近代化に成功した日本の歴史へのアクセスが容易となれば、それは国際的に大きな関心を呼び、世界規模での需要を喚起するであろう。

このシステム作りのもう一つの意義は、日本史を世界史の中に位置づけることが可能

となる、という点にある。これまでも高校日本史教科書がしばしば中国、韓国等の近隣諸国とのあいだに軋轢を生み出してきた。しかし、その軋轢を解決しようにも、相互の歴史理解に大きな隔りがあるため、意欲ある歴史研究者たちのあいだでも議論を十分に深めることが容易ではなかった。このような状況を解決するために、また、近隣諸国との間の研究交流、研究成果の相互発信、相互批判をいっそう推進するために、日本史を世界史の中に位置づけることが求められるのである。それが可能となって始めて、共通の基盤のもとに問題解決への議論を深めることができるようになるからである。その点では、例えば、高校日本史教科書を英語に翻訳し、世界中の人びとの批判的検討の目に曝すということも重要である。

(3) 外国史研究の均衡の取れた推進を

日本の外国史研究においては、従来、西欧諸国の歴史研究が盛んであった。それは、西欧諸国が近代史を主導したという歴史的事実によることで、避けがたい側面をもっている。しかし、このような傾向は、今日のグローバル化する世界のなかにあっては、早急に是正を要する大きな問題である。世界中の多様な社会と文化のうち、欧米の社会と文化だけが依然として重視され、それについての情報は社会に向けて多く発信されるが、アジア、アフリカ、中南米等の歴史については発信される情報が少ないという、地域的偏りが今なお見られるからである。

さらに、非西欧諸地域のあいだでも、研究の進展度や情報の発信においてかなりの偏りが存在する。日本の中国史研究は、長い学問的伝統を持ち、古代史から現代史の研究にいたる諸分野で高い水準の成果を蓄積してきたし、中国の文化と社会に関する情報は他の非西欧諸地域にかんする情報と比べて格段に多い。また、近年、イスラーム研究など、一部の非西欧地域の歴史研究においては、かなりの発達が見られた。しかし、アフリカや中南米などにかんする歴史研究は依然として少なく、日本社会に発信される情報も少ない。

世界の諸地域にかんする歴史研究をバランスよく発達させるためには、大学や大学院における歴史教育体制の偏りを是正すると同時に、今まで軽視されてきた諸地域の歴史研究を促進するための研究環境を整備することが必要である。その場合、英・独・仏・露語などのほかに、非西欧諸地域の言語の教育を一層重視しなければならない。対象地域にかんする深い理解力を養成するためには、現地語の知識が不可欠だからである。ただ、多数の地域言語の教育をそれぞれの大学で個別に行うことは困難であろうから、共同の「外国語教育センター」のようなものが考えられてもよいであろう。

日本の外国史研究者は、従来も研究成果の海外発信と諸外国研究者との研究交流に取り組んできた。諸地域の歴史について、当該地域の研究者やその他の研究者とともに討議することは、単に当該地域の歴史理解に資するのみならず、日本史を含む世界全体の歴史、すなわち人類の歴史を構想するための土台を形成することにつながるであろう。その場合、媒介言語としては英語が使用されることが多かったが、対象地域の言語、例えば中国語、を用いての研究交流も行われてきた。今後、英語のみに頼らず、さらに多

様な言語を用いての研究交流を推進していく努力をするべきである。それは、対象地域の言語を豊に発達させることに資するであろうし、その言語を用いてその地域のみならず、世界の歴史、人類の歴史を叙述することが可能になるだろうからである。

(4) 歴史・考古・美術史資料の活用に向けて

史資料は歴史学・考古学・美術史研究の根幹をなし、それを通してのみ歴史像は構築される。したがって、史資料の発見・修復・保存・管理・公開等の問題は、歴史学・考古学・美術史にとって最重要課題の一つである。しかし、史資料といっても、文字史料（古文書、公文書）と考古資料と美術工芸資料とでは扱いがおのずから異なる。各々関連する専門の機関として、文書館（国立の公文書館・地方自治体の文書館その他）と博物館およびその相当施設（国立の博物館・美術館、地方自治体の博物館・美術館および私立の博物館・美術館等）を挙げることができるが、文書館と博物館・美術館等の役割分担、理念整理をすることが必要である。史学委員会では、「博物館・美術館等の組織運営に関する分科会」と「歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会」においてこれらの問題を検討してきた。

歴史史料のうち、公文書については、膨大な量の行政・立法・司法の文書のなかから後世に残すべき文書をどのように選別し、整理・保存・公開していくかを検討し、これらに関連する事柄やその周辺の歴史的諸事情などを研究していくことがきわめて重要である。しかし、現状では、公文書館や文書館においていわゆる一般職員（非専門職員）を専門的職務に当てている場合があり、その待遇や人数も極めて不十分なため、これらの施設の機能は十全に発揮されてはいない。公文書のうちから保存すべきものを選択するためには、行政・法制・情報システム等に通曉し、豊富な歴史的知識を持つ専門職員が必要であり、高度の専門職員の養成を目指す大学院課程の設置とそれに対応した資格制度の導入が早急に求められている。このような現状の分析と問題意識のもとに、「歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会」は2008年8月28日に提言「公文書館法とアーキビスト養成」をまとめ、内閣に提出し、公表した。その直接の提言内容は、①公文書館法の附則第2項の暫定措置「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り、公文書館に専門職員を配置するよう、法改正を行なうこと、②文書館専門職員（アーキビスト）の養成および専門職員養成制度とそれに対応した資格制度を確立すること、の2点である。これら2点のうち、中長期的なタイムスパンで歴史学研究における「日本の展望」を論じる場合には、第二点の専門職員養成制度の重要性を強調すべきであろう。

文化財・埋蔵文化財の取扱いもまた、歴史学・考古学・美術史研究を推進するための重要課題の一つである。そのうえで、博物館・美術館に目を向けるならば、博物館・美術館のもつ資料の保存・修復機能は、博物館・美術館の先進地である欧米においても、入札制度の導入、直接雇用者の減少、継承の難しさ等によって困難な状況にある。こうした中で、日本のいくつかの博物館・美術館の取組みは高く評価されている。保存担当

学芸員と美術歴史専門学芸員が国の選定技術保存団体に属する修理技術者と共同で調査と修理に取り組み、公開・活用に供し、同時に技術の継承、技術者育成のシステム作りを進めているからである。地域の文化財の保存修理にあたり、担当学芸員と民間技術者が共同で調査研究を行い、技術者を育成している博物館・美術館もある。このようなすでに一部の博物館・美術館で行われている専門職員養成システムを、文化政策として全国規模で制度化することにより、日本の博物館・美術館の質は向上し、より良質の情報の提供が可能となるであろう。

また、文化財の修理は、博物館・美術館において対応する以上、学術的見識と倫理に基づいて行われるのみならず、公開・活用を前提として行われるべきである。各地の埋蔵文化財センター等で行われている現行の保存処理だけではなく、日本の伝統技術を融合した修理・修復という観点で考える必要がある。その場合、来館者の参加できる形で、実地に保存・修理の現場を公開することが望ましい。特に古文書・考古資料については他の文化財・美術工芸資料に比べて量的に多いという点から、修理技術者と研究員の連携が期待される。

博物館・美術館の保存担当学芸員は文化財修復のコーディネーターだけでなく、保存環境の整備・有害生物防除（IPM）・災害対策・保存と活用に適した材料の調査や開発などもおこなっている。このような博物館・美術館における専門職員の配置を普遍的な制度として実現するには、現状では多くの困難が予想されるが、現実的な方策としては以下が考えられる。

- ① 当面は県および政令指定都市レベルで1箇所程度の拠点施設を整備する。(将来的には市レベルの博物館・美術館でも実現されることが望ましい。)
- ② 修復・保存担当の学芸員を配置する。
- ③ 修復施設を整備し、民間の活力、伝統を最大限に活かすように民間修理技術者を配置する。

(5) 歴史研究の視野を拡げる

従来、日本の歴史研究において、十分な関心が払われてこなかった研究分野がいくつかある。そのような分野として、まず、女性史、ジェンダー史、さまざまなマイノリティーの歴史などをあげることができる。歴史が男性/マジョリティーを中心として研究されるならば、トータルな歴史像の構築は不可能である。女性史研究は歴史を動かす主体としての女性の活動を可視化させることにより、従来男性中心の歴史研究の方法や概念に再考を迫るという功績をあげた。しかし、女性を男性と別個の研究対象として扱うということ自体に、普遍的で権威ある主題である「男性」に対し、女性が周縁的で特殊な存在であることを認めるという矛盾が内在している、という指摘もある。

このような女性史の限界に対し、ジェンダー史には、歴史研究の新しい地平を切り開く可能性が認められる。かつては男の方が女よりも能力・体力において優っているという理解や、男性は生まれながらに強靱、理性的、能動的であり、他方の女性は脆弱、感情的、受動的である、という見方が支配的であった。しかし、このような男女の本質的

な相違・「自然の性差」とみなされたものに依拠して成立した男女のあり方あるいは男女の関係が、実は社会的・文化的に構築されたものであることが、1980年代に成立したジェンダー史研究によって指摘され、明らかにされてきている。

たとえば、古代日本において女性の天皇は男性の天皇よりも数の上で少ないことから、異例、特例とみなされ、即位すべき男性天皇がすぐに即位できないときの「中継ぎ」として女性天皇が誕生した、というような説明がなされたが、実は6世紀末から7世紀末までの皇位継承においては男女の性別よりも、天皇の職務にふさわしい資質や実際の政治経験、血統が重視されたことが、最近になって明らかになった。

また、近代社会における「男は仕事、女は家庭」という男女のあいだの役割分担について、それが男女の性差に基づくものと説明され、多くの人々がこの考え方を受容してきた。しかし、そのような「自然の性差」の思い込みが、近代社会の政治・経済・社会の制度化においてさまざまな分野に影響を与えたのである。そのような制度形成の経緯もジェンダー史研究によって解明されつつある。

こうして、男性/マジョリティーを中心として構築されてきた歴史像も、じつはジェンダーによって規定されていることが明らかになってきた。

これらの分野の研究は、すでに一部の研究者が真摯に取り組んでおり、社会へ向けての発信も行われている。しかし、その意義の認識と理解が日本社会において不十分で、たとえば、ジェンダー史学会は日本ではようやく2004年に発足したばかりであり、しかも、女性会員に比べ男性の会員がきわめて少ない。その点では、歴史学研究を担う者にも反省の必要がある。

日本の歴史研究においていまだ不十分であるもう一つの分野は、科学思想史、科学史・技術史の分野である。それは、科学思想史や科学史・技術史が主として理学部における研究分野とみなされ、人文系の歴史研究とのつながりが弱かったことによるのであろう。しかし、科学思想史や科学史・技術史は、社会と科学・技術との接点に介在する問題を扱う分野であるから、歴史学自体の発展にとっても、より積極的に進展が図られるべき分野である。かつては、科学史・技術史は大学の一般教育の重要な構成部分と考えられていた。しかし、大学のカリキュラムが大綱化されて以降、科学史・技術史関連科目は情報科学などに押されて、大学の授業科目としては少なくなり、それとともに学生の科学や技術に関する理解も弱くなってきた。大綱化以前は、高校で自然系科目の履修が少なかった文系学生も大学では一般教育の一つとして自然科学史や技術史を履修し、科学・技術に対する知識と理解を得ていた。しかし、大綱化以後の現在では、文系学生は高校でも自然系を学ぶことが少なく、大学でも学ばないということになり、文系学生の科学・技術への理解は極端に貧弱になっている。同時に、理系学生も、科学・技術に対する歴史的な理解が弱くなっている。こうした事情は、結局は、科学・技術に対する国民の理解を一面化し、先端科学技術等が社会や国民生活に与える影響を検討する能力を弱めることにつながるのではないかという懸念が大きくなっている。

このような状況において、科学・技術の歴史的あり方やその発展の方向性を議論する場を設定し、社会に向けて問題の所在を発信することが歴史学の一つの課題となってい

る。特に、他のアジア諸国に先駆けて、技術的近代化を遂げた日本の場合、この技術的近代化の要因と過程を解明することは、科学・技術の将来への展望を持つためにも重要である。今後、歴史学はこれらの問題にも取り組まなければならないが、そのためには、理系の歴史研究者との協力関係を築くことが必要である。

科学・技術史研究と連動して、科学・技術資料の保存や公開の問題も重要である。これについてはまず、各大学の資料館や各種博物館に収蔵されている科学・技術資料を網羅的に調査することから始めなければならないであろう。そのうえで、科学・技術資料の有効な保存と公開の問題に関して、討議が進められていかなければならない。

3 歴史学・考古学のさらなる発展のために

日本のみならず、世界のさまざまな地域の歴史を研究し、その成果を日本社会にも、海外に向けても積極的に発信していくことは、日本人が人類の一員として、世界中の人々とともに生きていくための土台を築くことになるであろう。そのためには、歴史学・考古学研究をさらに発展させていかなければならないが、ここでは、その基礎的条件を4点に絞って指摘しておきたい。

(1) 国際的感覚をもった若手研究者の養成と職の確保

国際的感覚をもった若手研究者の養成は、グローバル化が急速に進行している現在、今まで以上に重要な課題となっている。その前提として、大学院生全体の語学力を底上げしなければならない。そのためには、大学院進学後、早い段階から、さまざまな専門的外国語の教育が受けられるように、大学院語学教育制度を整備することが必要である。1、2年間の語学教育のあとは、それぞれが専攻しようとする国に留学できるような奨学金の支給もこの制度に含めるべきであろう。このような制度の整備によって、大学院生全体の語学力が向上するならば、そのなかから、国際的なコミュニケーションを積極的に進めようとする者も現われてくるであろうし、内外で開催される国際会議において高い専門的能力を持って活躍することのできる通訳になる者も出てくるであろう。また、日本における歴史研究の成果を諸地域の言語に翻訳して紹介するとともに、対象地域の歴史にかんする現地語の本を日本語に翻訳する能力を持った者も現われてくるであろう。このような大学院語学教育は、各大学院が個別に進めるのではなく、多くの大学院が共同で利用できる「外国語教育センター」で行なう方が实际的であろう。この「外国語教育センター」は単に歴史学を専攻しようとする院生だけではなく、人文・社会科学の他の諸分野を専攻する院生にも等しく利用できるものにしなければならない。

また、意欲ある学生がその意欲を持続させて、大学院に進学し、研究者としての養成コースへと進むように、つまり優秀な若手研究者の養成が可能となるように、彼らのための職場を創出することはきわめて重要である。例えば、今後ますます増加するに違いないアジア各地からの留学生のための日本語教育や日本文化理解に向けた指導センターの新設が推進されるならば、優秀な若手研究者の職場の確保にもつながるであろう。

(2) 海外への研究成果発信体制の強化

前述のように、東京大学史料編纂所が進めている、日本史用語の訳語集成の事業は日本史の研究成果を海外に発信していくための基礎条件を作りだしつつあるとあってよいであろう。しかし、そこからさらに進んで、中国語や韓国語・朝鮮語のようなアジア言語をも含めて日本における歴史研究特有の概念や用語の訳語の研究を深める「歴史用語翻訳センター」のようなものが設立されることが望ましい。

日本の歴史学・考古学の研究成果を海外に発信するためには、翻訳の問題とともに、出版体制の整備も重要な課題である。そのためには、「翻訳・出版ファンド」のようなものの設立も視野に入れるべきであろう。今日では、電子媒体による研究成果の発信も

盛んに行われているが、やはり、出版の持つ役割は依然として大きい。ところが、日本の出版社は、ほとんどの場合、海外に販路を持っていない。したがって、外国史のみならず、日本史の研究成果も、英語等の言語で海外に発信するためには、イギリス、アメリカ等の海外の出版社から出版するほかないという状況にある。もちろん、海外の出版社から本を出すことには、それに固有の意味があるだろうが、同時に、日本における出版体制の「国際化」も追求すべき課題である。しかし、このことはそれぞれの出版社の個別的な努力でできることではないから、歴史学界と意欲のある出版社とが協力して、何らかのシステムを構築する方向で考えるべきであろう。

(3) 考古学研究の発展のために

考古学は、その研究対象が地下に埋没することで現在に伝えられ、発掘を通して再発見されるという点で、他の歴史分野とはあり方を異にしている。我が国ではこうした地下の資料は国民共有の歴史的財産であると認識され、埋蔵文化財として法（文化財保護法）による保護の対象とされてきた。学問と行政とが土地を媒介にして密接にかかわっている点は、考古学の特色である。

発掘調査はいうまでもなく考古学の基礎をなす学術行為であり、行政的には国民共有の財産の保護にかかわる重要な行為である。したがって発掘担当者はその重要性に応えるに足る水準の技術的・学術的な専門能力と責任感および倫理感を備えていることが期待される。しかし現在行われている発掘調査の大半を担う行政発掘において、調査担当者の能力は基本的に地方公共団体の判断にゆだねられており、また調査担当能力を評価する基準の必要性は十分認識されてこなかった。このため地方公共団体によっては、当該組織の事情によりかならずしも適切な人員配置による発掘調査が実施されない状況が生まれていた。

こうしたなか、平成 19 年に発掘調査の資格創設に関する動きが民間に生まれた。行政関係発掘調査を受託する民間会社の任意団体である日本文化財保護協会がその社会的地位の向上を目指して調査担当者資格制度を設け、早稲田大学は社会人教育の一環として独自の考古学調査資格制度を前提とした教育プログラムを発足させた。文化庁が設置した関連する調査研究委員会は、この経緯を踏まえつつ平成 21 年 3 月に埋蔵文化財発掘調査資格に関する中間報告をまとめ、何らかの公的性格をもった資格制度の重要性を指摘した。

このように、現在、発掘調査担当者の資格をめぐる上記二つの民間制度が動き始めたものの、それらの社会的影響力はなお未知数であり、文化庁を中心とした新たな資格制度の方向も先行きがまだ定まっていない。しかし埋蔵文化財保護行政を望ましい方向へ発展させるためには、社会的な有効性を明示した基準あるいは実現のしくみが国によってすみやかに提示される必要があるだろう。埋蔵文化財が国民共通の財産、つまり人類共有の知に連続する財産である限り、その保護に最終的な責任をもつのは国だからである。

我が国においてこれまで発掘担当者を育成してきたのは、考古学担当教員の在籍する

大学であった。そこで教授されてきた内容はもっぱら学術としての考古学であり、行政における考古学が体系的に講じられることはほとんどなかった。たしかに両者は考古学の方法論や技術を共通の基盤とするが、その目的と社会的な役割は大きく異なっている。大学の考古学教育では、未来の先端研究を担う人材の育成に努めることが第一義であるが、大学と社会との連携がこれまで以上に求められている今日、社会の要求に応じていくこともまた重要である。発掘担当者の資格制度問題が学界および関係行政分野において大きな問題となってきたのを機会に、今後、大学における考古学教育でも埋蔵文化財保護行政を含めた文化行政専門職を対象とした教育プログラムが十分検討されるべきであろう。

(4) 学芸員、アーキビスト等の専門職としての確立

歴史学・考古学・美術史の研究成果を社会的に発信する拠点として、博物館・美術館が果たすべき役割は大きい。これらの施設に付託された社会的任務（高い学術・芸術的価値と時間的価値を集積した実物史資料の保管・修復・公開）を効果的に実現するためには、長期的な見通しのもとで、博物館・美術館が高い質と経済性を両立させて健全な運営を行うことのできるような体制を政策的に整備することが求められる。

博物館・美術館の機能にとって、学芸員その他の専門的技能者の存在は死活の問題である。しかし、学芸員や文化財保存作業を担当する技術者を養成するシステムが整備されていない。いくつかの大学や大学院に、養成コースが設置されているほかは、各博物館・美術館が個別に対応しているというのが現状であろう。さらに、大学や大学院の養成コースを出ても、その後に、培った専門技能をいかせる場が少ないことも問題である。養成課程修了後に、その実力に見合う待遇の職場を得られるような制度改革が必要である。

同様のことは各種の文書館や公文書館についても言いうる。古文書や公文書に精通したアーキビストを養成する大学院のコースを充実させ、その修了者が自己の能力を生かせるような場を保証することが求められている。

以上のような施策を行うためには、社会が学芸員やアーキビストを専門職として認知するようにならなければならない。歴史学・考古学の学界はそのための努力を強めるべきである。